

△農業振興地域の整備に関する法律三段表（令和七年七月二十八日現在）▽

○ 農業振興地域の整備に関する法律 （昭和四十四年七月一日法律第五十八号）	○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令 （昭和四十四年九月二十六日政令第二百五十四号）	○ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則 （昭和四十四年九月二十六日農林省令第四十五号）
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針（第三条の二・第三条の三） 第二章 農業振興地域整備基本方針（第四条―第五条の三） 第三章 農業振興地域の指定等（第六条・第七条） 第四章 農業振興地域整備計画（第八条―第十三条の六） 第五章 土地利用に関する措置（第十四条―第十九条） 第六章 雑則（第二十条―二十五条） 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。		
（国及び地方公共団体の責務） 第一条の二 国は、国民に対する食料の安定供給の確保を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、当該地方公共団体における農用地等が確保されるよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、第八条第四項に規定する農用地利用計画を尊重して、同条第二項第一号に規定する農用地区域（第三条の二第二項第二号及び第三号において単に「農用地区域」という。）内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努めなければならない。		

(農業振興地域の整備の原則) 第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。	(定義) 第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。） 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。） 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地
	(耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設) 第一条 農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。 一 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設 二 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設 イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは

第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針 (基本指針の作成) 第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。 一 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項 二 前号に規定する農用地等のうち、農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標 三 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（以下「都道府県面積目標」という。）の設定の基準に関する事項 四 農業振興地域の指定の基準に関する事項 五 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項 3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第	
	農業振興地域内において生産される農畜産物（ロ及びハにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（ハにおいて「自己の生産する農畜産物等加工品」という。）の販売の用に供する施設 ハ 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設 四 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（第三十八条において「農業廃棄物処理施設」という。） 五 農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

一 項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者による協議の場を設け、協議を行うとともに、第二項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。 5 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。 6 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	（基本指針の変更） 第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。 2 前条第三項から第六項までの規定は、基本指針の変更について準用する。	第二章 農業振興地域整備基本方針 （農業振興地域整備基本方針の作成） 第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。 2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項 イ 農業生産の基盤の整備及び開発 ロ 農用地等の保全 ハ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進 ニ 農業の近代化のための施設の整備 ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
		（農業振興地域整備基本方針の作成又は変更） 第一条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により同項の農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見をきくとともに、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。法第五条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

（都道府県面積目標の達成状況に関する資料の提出の要求	3 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。 2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県知事の定めた農業振興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。 （農業振興地域整備基本方針の変更） 第五条 都道府県知事は、基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。	備 へ ハに掲げる事項と相まつて推進する農業従事者の安定的な就業の促進 ト 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備 3 農業振興地域整備基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。 4 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。 5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。 6 農林水産大臣は、前項の協議を受けたときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。 7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
		第二条 都道府県知事は、法第四条第五項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとするときは、その申出書に農業振興地域整備基本方針及び前条の規定により聴いた意見の概要を記載した書面を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

等) 第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定により、次に掲げる資料の提出の求めを行うものとする。 一 都道府県面積目標の達成状況に関する資料 二 第十三条第五項に規定する協議(当該協議に係る土地が政令で定める規模以上のものに限る。)に関する資料の写し 2 農林水産大臣は、前項の規定により提出を受けた資料の内容について、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、説明を求めることができる。 3 農林水産大臣は、毎年、第一項の規定により提出を受けた資料又は前項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況を公表するものとする。 4 農林水産大臣は、都道府県面積目標の達成状況又は当該都道府県における農業振興地域整備計画の変更の状況を勘案して必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について、地方自治法第二百四十五条の四第一項の技術的な助言又は勧告を行うものとする。 (農用地等の確保を図るための是正の要求の方式) 第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料又は同条第二項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。 一 次条第一項の規定による指定に関する事務 二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務 三 第八条第四項(第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による同意に関する事務 四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務			(資料の提出を求める除外目的変更に係る農業振興地域整備計画の変更に係る協議に係る土地の規模) 第二条の二 法第五条の二第一項第二号の政令で定める規模は、五ヘクタールとする。		
第三章 農業振興地域の指定等 (農業振興地域の指定)					

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調つたものに限る。）については、してはならない。

4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。

6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（農業振興地域の指定の公告等）

第二条 法第六条第五項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域の指定の公告は、次の各号の一以上により当該農業振興地域の区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれからの距離及び方向

三 平面図

第三条 法第六条第六項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域の指定の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書に当該農業振興地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一 農業振興地域の区域

二 農業振興地域の面積及び当該農業振興地域の区域内の農用地等（法第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の面積

三 当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその区域の

	(農業振興地域の区域の変更等) 第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。	第四章 農業振興地域整備計画 (市町村の定める農業振興地域整備計画) 第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。
		(市町村の定める農業振興地域整備計画) 第三条 市町村は、法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする次に掲げる者の意見をきかなければならない。 一 農業協同組合 二 土地改良区(土地改良区連合を含む。) 2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、市町村は、前項に掲げる者のほか、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。 一 前項の計画に係る農用地区域(法第八条第二項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。)が森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項の森林をいう。)の区域を含むものである場合 当該森林の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合 二 前項の計画において法第八条第三項の規定により森林の整備その他林業の振興との関連を定める場合 当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合 3 第一項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(第十条第一項に掲げる軽微な変更は、当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係
全部又は一部とする市町村の区域のうち農業振興地域として指定された区域が当該市町村の区域のうち農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた区域と異なる場合にあつては、その理由 四 農業振興地域として指定した年月日		(農業振興地域整備計画の策定又は変更) 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)第十条第一項に掲げる軽微な変更は、当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 二の二 農用地等の保全に関する事項 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。 4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	る農用地区域が同項第一号の森林の区域を含むもの及び法第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の変更で同条第三項に規定する森林の整備その他林業の振興との関連に係るものについて準用する。 第四条 市町村は、法第八条第四項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとするときは、その申出書に農業振興地域整備計画を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。	（農用地利用計画の作成又は変更） 第四条 市町村は、法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとする場合において、農用地区域（同条第二項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めようとするときは、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により、農用地区域については、当該農用地区域に含まれる土地と当該農用地区域に含まれない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については、用途区分を定められる土地が、当該用途区分ごとに、それぞれ、あきらかなるようにならなければならない。法第十三条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。
（都道府県が定める農業振興地域整備計画） 第九条 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項で受益の範囲が広域	（都道府県が定める農業振興地域整備計画） 第五条 都道府県は、法第九条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、次に掲げる	

にわたるものその他当該都道府県における農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めることができる。 2 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。	者の意見を聴かなければならない。 一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構 二 都道府県土地改良事業団体連合会 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により都道府県が行う農業振興地域整備計画の変更（第十条第二項に掲げる軽微な変更）に該当するものを除く。）について準用する。	（農業振興地域整備計画の基準） 第十条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。 2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。 3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。	
		（農業上の用途） 第四条の二 法第十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 農業上の用途は、次に掲げる土地の区分に従い指定すること。ただし、法第三条第三号に掲げる土地については、当該土地に隣接する土地の区分に従い指定すること。 イ 耕作の目的に供される土地 ロ 主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 ハ 法第三条第二号に掲げる土地 ニ 法第三条第四号に掲げる土地 二 農業上の用途は、当該土地を当該用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定すること。 2 農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設け、前項の基準に従い指定された農業上の用途	

- 一 集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地

- 三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するものの
- 五 前各号に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（第十三条第二項第二号において単に「地域計画」という。）の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性

（集团的に存在する農用地の規模）
第六条 法第十条第三項第一号の政令で定める規模は、十ヘクタールとする。

（農業用施設の用に供される土地の規模）
第七条 法第十条第三項第四号の政令で定める規模は、二ヘクタールとする。

途を更に細分して農業上の用途を指定することができる。
3 前項の規定による農業上の用途の指定は、農用地区域に係る土地利用に関する計画、地域の住民からの市町村に対する申出その他の市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案したものでなければならない。

- （土地改良事業等）
第四条の三 法第十条第三項第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
- 一 次のいずれかに該当する事業（主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く。）であること。
 - イ 農業用排水施設の新設又は変更（当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地にあつては、当該事業を除く。）
 - ロ 区画整理
 - ハ 農用地の造成（昭和三十五年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ニ 埋立て又は干拓
 - ホ 客土、暗きよ排水その他の法第三条第一号及び第二号に掲げる土地の改良又は保全のため必要な事業
 - 二 次のいずれかに該当する事業であること。
 - イ 国が行う事業
 - ロ 国が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助を行う事業

に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

(農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地)

第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十五条第六項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第十条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十一条第六項において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地

二 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第四項及び第五項の協議が調ったものに限る。)に従い同法第二条に規定する優良田園住宅の用に供される土地

三 地域整備施設の用に供される土地(次のイ又はロに掲げる事業の施行に係る区域内にあるものにあっては、当該イ又はロに定めるものに限る。)であつて、当該土地を農用地等(法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

イ 土地改良事業(土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。ロにおいて同じ。)又はこれに準ずる事業であつて、区画整理、農用地(法第三条第一号に規定する農用地をいう。第十三条の三第二項において同じ。)の造成その他の農林水産省令で定めるもの(ロに掲げる事業を除く。)当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものの

ロ 土地改良法第八十七条の三第一項(同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業 当該土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過した

(令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業) 第四条の四 令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

一 前条第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業(主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としな

いものを除く。)であること。
二 前条第二号イ又はロのいずれかに該当する事業であること。

ものであり、かつ、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了しているもの
四 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので農林水産省令で定めるものの用に供される土地

（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五 令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 削除

二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
三 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社又は地方道路公社が設置し、及び管理する道路又は当該道路と密接な関連のある施設

四 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）

五 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川（同法第六条第二項の高規格堤防特別区域に係る同項の高規格堤防その他河川の用に供される土地のうち農用地等として利用することにより河川の管理に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを除く。）

六 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第三項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る施設
七 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備
八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設
十 削除

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設する鉄道施設又は軌道施設

十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が建設し、及び管理する鉄道施設又は索道施設のうち、当該事業者の鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供するもの
十三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道

-
- 十四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五百号）による石油パイプライン事業の用に供する導管
- 十五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港施設
- 十六 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）による海岸保全施設
- 十七 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識
- 十八 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所
- 十九 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー
- 二十 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- 二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業の用に供する空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設
- 二十二 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による基幹放送の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置
- 二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）
- 二十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。）
- 二十五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設
- 二十六 水害予防組合が行う水防の用に供する施設
- 二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な
-

利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該計画に係る区域内の土地の農業上の効率性かつ総合的な利用の促進を図る観点から農業委員会の意見を聴いて市町村が条例に基づき定める計画であること。

ロ 当該計画を定めようとするときにその旨を公告し、当該計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、当該公告を行った市町村の住民に意見書を提出する機会を付与した上で定めた計画であること。

ハ 当該計画に係る区域内の自然的経済的社会的諸条件からみて、法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することが見通されること。

ニ 農業上の効率性かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて、当該計画において農用地等以外の用途に供することを予定する法第十条第三項各号に掲げる土地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

ホ 当該計画に従って農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ヘ 当該計画に従って農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ルにおいて同じ。）の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。同号ルにおいて同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号ルにおいて同じ。）の存続期間が満了しているものであること。

二十七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）においてその

種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。）

イ 当該計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から農業委員会の意見を聴いて市町村が定める計画であること。

ロ 当該計画を定めようとするときにその旨を公告し、当該計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、当該公告を行った市町村の住民に意見書を提出する機会を付与した上で定めた計画であること。

ハ 当該計画に従って当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨の定めがあること。

ニ 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて、当該計画に従って農用地等以外の用途に供される法第十条第三項各号に掲げる土地が妥当な規模を超えないものであること。

ホ 当該農業振興地域における土地利用の状況からみて、当該計画に従って法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、同項各号に掲げる土地以外の土地（当該計画に従って前号に規定する計画に係る区域内の同項各号に掲げる土地のうち当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域外にある土地を農用地等以外の用途に供する場合にあつては、同項各号に掲げる土地以外の土地及び前号に規定する計画に係る区域内の同項各号に掲げる土地のうち当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内の土地）をもつて代えることが困難であると認められること。

ヘ 当該計画に従って法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画をいう。次号ロ及び第三十七条第二号において同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ト ヘに掲げるもののほか、当該計画に従って法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用

に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

チ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

リ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヌ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合に於ては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ル 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合に於ては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。

ロ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供するための事業が当該計画の策定の日から五年を超えない日までに開始される見込みがあること。

ワ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供するための事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みがあること。

カ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、第四条の三に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該土地を当該計画で定められた施設の用に供することにつき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

二十八 法第八条第二項第四号、第四号の二、第五号又は第六号に掲げる事項に係る施設（法第三条第四号の施設を除く。）で次に掲げる要件を全て満たすもの

イ 当該農業振興地域における土地利用の状況からみて、当該施設を法第十条第三項各号に掲げる土地に設置することが必要かつ適当であつて、同項各号に掲げる土

地以外の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

ロ 当該施設の設置により、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ハ ロに掲げるもののほか、当該施設の設置により、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ 当該施設の設置により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ホ 当該施設の設置により、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヘ 当該施設を設置するための事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みがあること。

ト 当該施設の用に供される土地が、第四条の三に規定する事業が現に施行されている区域内に存する場合においては、当該施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

2 市町村は、前項第二十八号の規定に該当することにより同号に規定する施設の用に供される土地を法第十条第三項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、当該農業振興地域整備計画において当該施設の種類、位置及び規模が明らかになるように定めなければならない。法第十三条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項第三号の「地域整備施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に基づき、同条第二項第一号に規定する産業導入地区内において整備される同条第三項第一号に規定する施設

二 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき、同法第四條第二項第三号に規定する重点整備地区内において整備される同法第二条第一項に規定する特定施設

5 農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第六号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。	(農業振興地域整備計画の案の縦覧等) 第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。 3 第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。
三 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき、同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において整備される同項第三号に規定する中核的施設 四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき、同法第二条第二項に規定する拠点地区内において整備される住宅及び住宅地（いずれも同項の事業として整備されるものに限る。）、同条第三項に規定する産業業務施設並びに同法第六条第五項に規定する教養文化施設等 五 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第十一条第二項第一号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第十三条第三項第一号に規定する施設	(行政不服審査法施行令の準用) 第八条の二 法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出又は法第十一条第五項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。
	(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等) 第四条の六 令第八条の二において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第十一条第七項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三

十一 条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第四条の八第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第十一条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた市町村とする。第四条の八各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（送付に要する費用の納付方法）

第四 条の七 準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（審理員意見書の提出）

第四 条の八 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一 審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二 審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知

三 その他審理員が必要と認める書類

4 市町村は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。 5 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てることができる。 6 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決してなければならない。 7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八条第二項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文を除く。）を準用する。 8 市町村は、第三項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、かつ、第五項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときでなければ、第八条第四項の協議の申出をしてはならない。 9 第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての審査請求についても、同様とする。 10 市町村は、国有地を含めて農用地区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。 11 各省各庁の長は、前項の承認の申請があつた場合において、その国有地についての長期にわたる利用方針を勘案して、その国有地を農用地等としての利用に供することが適當であると認めるときは、その承認をするものとする。 12 第一項及び第二項の規定は、都道府県が行う第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定について準用する。		
--	--	--

(農業振興地域整備計画の公告等) 第十二条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県にあつては農林水産大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、前条第二項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告しなければならない。 2 都道府県知事又は市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。		(農業振興地域整備計画書等の縦覧) 第五条 法第十二条第二項(法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により縦覧に供する農業振興地域整備計画書又はその写しは、法第八条第一項の農業振興地域整備計画に係るものにあつては当該市町村の主たる事務所に、法第九条第一項の農業振興地域整備計画に係るものにあつては当該都道府県の主たる事務所及び関係市町村の区域の全部又は一部を管轄区域とする従たる事務所(農業に関する行政事務を分掌するものに限る。)に、常時備え付けておかなければならない。
(農業振興地域整備計画に関する基礎調査) 第十二条の二 第八条第一項の市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね五年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、前項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。		(基礎調査の方法) 第五条の二 法第十二条の二第一項の規定による農業振興地域整備計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。 (基礎調査の項目) 第五条の三 法第十二条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 - 一 農業生産の基盤の整備の状況 - 二 農用地等の保全及び利用の状況 - 三 農業の近代化のための施設の整備の状況 - 四 農業従事者の農業以外への就業の状況 - 五 農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備の状況 - 六 農業を担うべき人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備の状況 - 七 森林の整備及び林業の状況

(農業振興地域整備計画の変更) 第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、同様とする。 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。 二 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 三 前号に掲げるもののほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 四 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 五 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 六 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。	
第九条 (農用地区域の変更に係る基準) 法第十三条第二項第六号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第十条第三項第二号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を	
	八 その他地域の特性に応じて農業振興地域整備計画策定上必要と認められる事項

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）の規定は市町村が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事は、第二項に規定する農用地区域の変更（以下この条において「除外目的変更」という。）に係る農業振興地域整備計画の変更に関する前項において準用する第八条第四項の規定による協議があつた場合において、当該除外目的の変更に係る土地が集団的に存在する農用地であることその他の事由により当該除外目的の変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の同意をするかどうかを判断するため、当該市町村に対し、当該影響を緩和するために当該市町村が講じようとする措置その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

経過した土地であることとする。

（農業振興地域整備計画に係る軽微な変更）

第十条 市町村が定めた農業振興地域整備計画に係る法第十三条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 農用地区域内にある土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供する場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更

三 農用地区域内にある土地のうち、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなつたものがある場合において、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更

四 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が一ヘクタールを超えないものの

2 都道府県が定めた農業振興地域整備計画に係る法第十三条第四項の政令で定める軽微な変更は、前項第一号に掲げるものとする。

（農用地区域の変更に係る書面）

第五条の四 法第十三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること、農用地区域内にある農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項第一号に該当する農地の農業上の利用の増進その他の法第十三条第五項に規定する除外目的の変更が法第三条の二第二項第三号に規定する都道府県面積目標に及ぼす影響を緩和するために市町村が講じようとする措置

6 都道府県知事は、前項に規定する協議があつた場合において、当該協議に係る除外目的変更が、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第四項において準用する第八条第四項の同意をするものとする。 一 除外目的変更が第二項各号に掲げる要件の全てを満たすと認められること。 二 除外目的変更が、当該都道府県における農用地等の確保の状況（前項の書面の提出を受けた場合にあつては、当該書面により把握した状況を含む。）からみてその都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	
二 法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち農用地区域の変更に係る状況及び将来の見通し並びに農業生産の基盤の整備及び開発並びに農用地の保全の状況 三 前二号に掲げるもののほか、法第十三条第五項に規定する同意をするかどうかの判断に必要な事項	
（交換分合） 第十三条の二 市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。	
（交換分合計画の決定手続） 第六条 法第十三条の二第一項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項において準用する同法第五十二条第五項前段の会議の議事録の謄本 二 法第十三条の二第五項の同意があつたことを証する書面、法第十三条の五において準用する土地改良法第二百二条第二項ただし書（法第十三条の五において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第二百七条において準用する土地改良法第二百五条の五において準用する土地改良法第二百三条第三項ただし書（法第十三条の五において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第二百七条において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面、法第十三条の五において準用する土地改良法第二百三条第三項ただし書（法第十三条の五において準用する土地改良法第二百四条第二項及び第二百七条において準用する場合を含む。）の同意があつたことを証する書面、法第十三条の三第一項前段の申出又は同意があつたことを証する書面、同項後段の同意があつたことを証する書面及び法第十三条の四第三項の同意があつたことを証する書面	

2 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合 農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地

二 第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定において定められた同条第二項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合 当該協定において定められた同号イに掲げる区域内の土地

三 計画図

四 法第八条第一項の規定により定めようとする農業振興地域整備計画の概要又は法第十三条第一項の規定により変更しようとする農業振興地域整備計画の変更の概要

五 農業振興地域整備計画を定め、又は変更しようとする場合において交換分合を行うことを特に必要とする理由を記載した書面

2 法第十三条の二第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において行う交換分合にあつては、当該交換分合に係る土地のうち当該変更により農用地区域から除外しようとする土地の面積の合計が、当該交換分合に係る土地のうちその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地及び当該変更により新たに農用地区域として定めようとする土地の面積の合計のおおむね三割を超えないよう交換分合計画を定めなければならない。

3 法第十三条の二第二項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十三条の二第二項第一号に掲げる場合

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類

ロ 農業振興地域整備計画のうち法第八条第二項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める理由を記載した書面

ハ 農業振興地域整備計画の達成に資するため交換分合を行うことを特に必要とする理由を記載した書面

二 法第十三条の二第二項第二号に掲げる場合

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類

ロ 法第十八条の二第一項の認可を受けた同項の協定（ハにおいて「協定」という。）の写し及び当該認可を受けたことを証する書面

ハ 協定において定められた法第十八条の二第二項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める理由を記載した書面

3 市町村は、前二項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 4 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。 5 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三条の五において準用する土地改良法第十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならない。		二 前号ハに掲げる書面 (農用地以外の土地を含める場合の同意) 第十一条 法第十三条の二第五項の規定による同意を求めるには、当該同意に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積を記載した書面によらなければならない。
第十三条の三 交換分合計画においては、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定めることができる。 この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定めることについては、前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。 3 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。		(取得すべき土地を定めない場合の申出又は同意) 第十二条 法第十三条の三第一項前段の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。 一 申出者の氏名又は名称及び住所 二 当該申出に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積 三 当該申出に係る土地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示 2 法第十三条の三第一項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるには、当該同意に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積を記載した書面によらなければならない。

第十三条の四 交換分合計画においては、前条第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合には、その所有者が失うべき土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、その交換分合計画に係る土地に含まれる一定の土地を、その交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる。 2 前項の規定により当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる土地は、農業振興地域整備計画においてその整備に関する事項が定められている施設で政令で定める要件を備えるものの用に供するための土地でなければならない。 3 第一項の規定により当該交換分合計画に係る土地を取得すべき者として定めることができる者は、市町村、農業協同組合、土地改良区その他政令で定める者のうち、当該土地を取得することにつき市町村が適当と認める者でその同意を得たものでなければならない。 4 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。	(交換分合計画に係る施設の要件) 第十一条 法第十三条の四第二項の政令で定める要件は、農業振興地域整備計画において種類、位置及び規模が定められている施設であることとする。 (交換分合計画に係る土地の取得者) 第十二条 法第十三条の四第三項の政令で定める者は、国、市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的としない法人とする。									
第十三条の五 土地改良法第九十九条（第一項を除く）、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第九十九条、第一百十二条、第一百三十三条、第一百四十一条、第一百五十五条、第一百八十八条（第二項を除く。）並びに第二百一十一条から第二百三十三条までの規定は、第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。	(読替規定) 第十三条 法第十三条の五の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 <table><tr><td>第九十九条第二項</td><td>前項</td><td>農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第十三条の二第三項</td></tr><tr><td>第九十九条第三項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで</td><td>第一項</td><td>農振法第十三条の二第三項</td></tr><tr><td>第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第二百三十三条第一項から第三項まで、第百</td><td>農用地</td><td>土地</td></tr></table>	第九十九条第二項	前項	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第十三条の二第三項	第九十九条第三項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで	第一項	農振法第十三条の二第三項	第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第二百三十三条第一項から第三項まで、第百	農用地	土地
第九十九条第二項	前項	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第十三条の二第三項								
第九十九条第三項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで	第一項	農振法第十三条の二第三項								
第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第二百三十三条第一項から第三項まで、第百	農用地	土地								
	第七条 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第二項において準用する同法第五十二条第五項前段の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席したその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。 一 開会の日時及び場所 二 会議の組織員の現在総数及び出席した者の氏名又は名称 三 議事の要領 四 決議事項 五 賛否の数 第八条 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第五項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を都道府県の公報に掲載して行うものとする。 2 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告は、都道府県の公報により行うものとする。									

四 第 七 百 七 十 五 条 第 一 項、 第 百 七 十 八 条 第 一 項、 第 百 七 十 九 条	第 百 二 十 二 条 第 一 項	消滅する	第 百 六 十 六 条 第 二 項	第 百 十 三 条		
第 百 二 十 二 条 第 一 項 又 は 農 振 法 第 十 三 条 の 三 第 一 項 前 段 若 し く は 第 十 三 条 の 四 第 一 項	消滅し、農振法 第 十 三 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 所 有 者 が 取 得 す べ き 土 地 を 定 め な い で そ の 所 有 者 が 失 う べ き 土 地 を 定 め た 場 合 に は、 そ の 失 う べ き 土 地 に つ い て 存 す る 同 項 又 は 同 条 第 三 項 に 規 定 す る 権 利 は、 前 項 の 規 定 に よ り そ の 失 う べ き 土 地 の 所 有 権 が 移 転 し た 時 に お い て 消 滅 す る 含 む。又 は 農 振 法 第 十 三 条 の 三 第 三 項	含 む。又 は 農 振 法 第 十 三 条 の 三 第 三 項	又 は こ の 法 律 に 基 く 命 令	土 地 改 良 事 業	農 振 法 に よ る 交 換 分 合	

第八條の二 法第十三條の五において準用する土地改良法第九十九條第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七條から第十七條の三までの規定を準用する。

（交換分合計画の定め方）

第九條 法第十三條の五において準用する土地改良法第一百條第二項の農林水産省令で定める処分制限のある土地は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）その他の法律の規定により処分の制限のある土地とする。

第十條 法第十三條の五において準用する土地改良法第二百二條第二項の規定による総合的な勘案は、当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の用途及び地積並びに同項に掲げる事項に基づいて評定した当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の等位についてしなければならない。

2 法第十三條の五において準用する土地改良法第二百二條第二項及び第二百七條において準用する同法第二百二條第二項の規定による総合的な勘案には、前項の規定を準用する。

（書類の送付に代わる公告）

第十三條 法第十三條の五において準用する土地改良法第一百十二條の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。

2 前項の書類は、公告した日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。

（測量検査の通知）

第十四條 法第十三條の五において準用する土地改良法第一百十八條第一項の規定による通知は、立入の目的、場所及び期日を示してしなければならない。

2 法第十三條の五において準用する土地改良法第一百十八條第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示するとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

(集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画) 第十三条の六 第八条第一項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画を定めることができる。	
第五章 土地利用に関する措置 (土地利用についての勧告) 第十四条 市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。	二十二条第一項及び第二百二十三条第一項 (土地改良法施行令の準用) 第十三条の二 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第七十二条の五の規定を準用する。
(都道府県知事の調停) 第十五条 市町村長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をす	

ることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二箇月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を当該市町村長を経由して申請することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、すみやかに調停を行なうものとする。 3 都道府県知事は、第一項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきくとともに、関係市町村長に対し助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。		(調停の申請) 第十五条 法第十五条第一項の規定により調停の申請をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 相手方の氏名又は名称及び住所 二 申請に係る土地の所在の場所 三 申請の趣旨 四 協議の経過の概要 五 その他調停を行うのに参考となる事項 第十六条から第三十三条まで 削除
(農用地区域内における開発行為の制限) 第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。		(開発行為についての許可手続) 第三十四条 法第十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等(法第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。)に提出しなければならない。 一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 開発行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積 三 開発行為が宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合にあつては当該土地の形質の変更後の土地の用途、開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては新築、改築又は増築の別及び当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要 四 開発行為に係る工事計画の概要 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 六 開発行為により法第十五条の二第四項各号に規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要 七 その他参考となるべき事項 2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない

一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条

らない。

一 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

二 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては、開発行為に係る土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面

（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）

第三十五条 法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ 国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ 都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

ニ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五 宿舍（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第一項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限り。）に従つて同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為

八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

（法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為）
第三十六条 法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 整地、農業用排水路の修繕その他農用地等又は法第三条第三号若しくは第四号の施設の管理に係る行為

二 次に掲げる行為で、農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行うもの
イ ニに規定する建築物その他の工作物の新築、改築又は増築のために必要最小限度の宅地の造成

ロ 現に農用地利用計画において指定した用途に供されている土地において行う行為で、その土地の用途の変更を伴わないもの（前号に該当するものを除く。）

ハ 農用地以外の土地の農用地への用途の変更又は農用地間における用途の変更で、面積が三十アール以下であるもの

ニ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が九十平方メートル以下であるもの

ホ 幅員が二メートル以下の農業用排水路の設置に係る行為

- 九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

- へ 路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分以外の部分の幅員が三メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為
- 三 仮設の工作物の新築、改築又は増築
- 四 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
- 五 放送又は有線テレビジョン放送のための受信用の空中線系（その支持物を含む。）又はこれに類するものの設置又は管理に係る行為
- 六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財（農用地区域内にあるものに限る。）の保存に係る行為
- 七 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において行う鉱物の掘採のための試すい
- 八 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

- （法第十五条の二第二項第十号の農林水産省令で定める行為）
- 第三十七条 法第十五条の二第二項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
- 一 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為
- 二 市町村が地域計画に、農業経営基盤強化促進法第十九条第二項第四号の措置として認定農業者（同法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。）が設置しようとする農業用施設（同法第十二条第三項に規定する農業用施設をいう。）を記載する場合（当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めた場合（指定市町村（法第十五条の二第二項に規定する指定市町村をいう。第三十七条の四及び第三十七条の五において同じ。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項の条例の定めるところにより法第十五条の二第二項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）に限る。）において、

-
- 当該認定農業者が行う当該農業用施設の設置に係る行為
- 三 削除
- 四 道路法による道路の設置又は管理に係る行為
- 五 道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社又は地方道路公社が行う道路又は当該道路と密接な関連のある施設の設置又は管理に係る行為
- 六 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社をいう。）が行う道路の用に供する土地の造成に係る行為
- 七 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の設置又は管理に係る行為
- 八 河川法第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 九 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第三項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為
- 十 地すべり等防止法による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- 十一 急傾斜地の崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- 十二 削除
- 十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の建設又は管理に係る行為
- 十四 鉄道事業法による鉄道事業者若しくは索道事業者が行うその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する鉄道施設若しくは索道施設の建設又はこれらの施設の管理に係る行為
- 十五 軌道法による軌道の敷設又は管理に係る行為
- 十六 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為
- 十七 港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為
- 十八 海岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為
-

十九 航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為

二十 水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）による水路測量標の設置又は管理に係る行為

二十一 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為

二十二 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

二十三 成田国際空港株式会社が行う成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第五条第一項第一号又は第二号の業務に係る行為

二十四 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十五 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為

二十六 放送法による基幹放送の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置の設置又は管理に係る行為

二十七 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為

二十八 ガス事業法によるガス工作物（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為

二十九 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

三十 水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

三十一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による焼却又は埋却に係る行為

-
- していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
- 3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三アールを超える農地法第二條第一項に規定する農地（同法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二條第一項に規定する農地を含む。第十七條において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三條第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
-

8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（指定市町村の指定等）
第十三条の三 法第十五条の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。

2 農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一 当該市町村の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の適切な目標を定めていること。

（指定の申請）
第三十七条の二 令第十三条の三第一項の申請（以下この条において「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 申請に係る市町村（以下この条及び次条において「申請市町村」という。）における令第十三条の三第二項第一号の目標（次条及び第三十七条の四第一項第一号において「面積目標」という。）及びその算定根拠を記載した書類

二 申請市町村が行った申請の日の属する年の前年以前五年の期間（次条第二項において「過去五年間」という。）における次条第二項第一号イからハまで及びホに掲げる事務の処理の状況の概要を記載した書類

三 指定（令第十三条の三第一項に規定する指定をいう。以下同じ。）により当該指定の日以後申請市町村の長が行うこととなる事務（次条第二項第二号及び第三十七条の四第一項第二号において「開発許可事務」という。）に関する組織図及び体制図

四 前三号に掲げるもののほか、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類

（指定の基準）

第三十七条の三 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす面積目標を定めている申請市町村を、令第十三条の三第二項第一号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一 法第三条の二第一項に規定する基本指針及び法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に沿って、農用地の面積のすう勢及び農用地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に関する施策の効果を適切に勘案しているこ

二 前号の目標を達成するために必要な農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。

と。

二 地方公共団体が策定した土地利用に関する計画に基づき開発行為（法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）が予定されていることその他の申請市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案していること。

2 農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一 申請市町村が行った過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図っており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第二項又は農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ 法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理 都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ハ 農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理 当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可

の処分を行ったことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ニ 農地法施行規則第二十九条第七号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為 当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ 申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分若しくは命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理 当該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

二 指定の日以後の開発許可事務の処理を行う体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下このロにおいて「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1) イの職員であつて、従事経験を有するもの

(2) イの職員であつて、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに

農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する
理解を有すると認められるもの
ハイ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続
的に確保できると認められること。

3 農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。

4 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

6 指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、当該指定

により当該指定の日以後指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

7 指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8 農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四 指定市町村は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 面積目標の達成状況を記載した書類

二 前年の開発許可事務の処理の概要を記載した書類

2 前項の規定による場合のほか、指定市町村は、農林水産大臣の求めに応じ、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類を提出しなければならない。

（指定の取消し）

第三十七条の五 令第十三条の三第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 令第十三条の三第七項の規定に違反した場合

二 開発許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五第三項の規定による求めに応じない場合

	第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 (監督処分)	(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勸告等) 第十六条 都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行つている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、
9 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。第六項において同じ。）」と、第四項中「、告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）」の長」とあり、及び「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 10 指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 11 前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。		
(指定及びその取消しに関し必要な事項) 第三十七条の六 第三十七条の二から前条までに規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、別に定めるところによる。		

その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 2 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。	(農地等の転用の制限) 第十七条 都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長は、農用地区域内にある同法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。	(農地等についての権利の取得のあつせん) 第十八条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づき、農用地区域内にある土地について、その土地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、農業振興地域整備計画に基づき、その土地に関する権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならない。	(協定の締結等) 第十八条の二 農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。）について所有権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定（以下第十八条の十一までにおいて「協定」という。）を締結することができる。
			(協定の目的とならない土地) 第十四条 法第十八条の二第一項の政令で定める土地は、現に住宅、事務所、店舗、工場その他の建築物（法第三条第四号に規定する施設を除く。）の用に供されている土地とする。
			(協定に係る施設) 第三十八条 法第十八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎、たい肥舎及び農業廃棄物処理施設であつて、廃水を排出することにより営農環境に影響を及ぼすものとする。 (協定の認可を受ける場合の添付書類) 第三十九条 法第十八条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、同条第五項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。） 二 協定に係る施設 三 協定区域の区分で次に掲げるもの イ 前号に掲げる施設の用に供することを予定する土地の区域 ロ 前号に掲げる施設の用に供しないことを予定する土地の区域 四 協定の有効期間 五 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置 3 協定においては、前項各号に掲げるもののほか、農業振興地域内にある土地のうち協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることが当該協定の目的の達成上必要なものとして協定区域の土地とすることを予定するもの（以下「協定区域予定地」という。）を定めることができる。この場合において、協定区域予定地は、同項第三号イ又はロに掲げる区域に区分されたものでなければならない。 4 協定においては、第二項第三号イに掲げる区域（協定区域予定地のうち同号イに掲げる区域として区分された土地の区域を含む。）は、農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地の区域内に設定されるものでなければならない。 5 協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。 6 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。		
（協定の内容と法令等との関係） 第十八条の三 協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。 2 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。 （協定の縦覧等） 第十八条の四 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供しなければならない。		（協定の公告） 第四十条 法第十八条の四第一項（法第十八条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示するこ

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。		とその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。 一 協定の名称 二 協定に係る施設 三 協定区域を表示した図面（法第十八条の二第二項第三号イ及びロに掲げる区域を区分して図示したものに限る。） 四 協定の縦覧場所 2 前項の規定は、法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。
（協定の認可） 第十八条の五 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。）が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならぬ。		（協定区域の明示方法） 第四十一条 法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。
（協定の変更） 第十八条の六 協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。		（協定の変更の認可を受ける場合の添付書類） 第四十二条 法第十八条の六第一項の規定による協定の変更の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

らない。 2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。	(協定の効力) 第十八条の七 第十八条の五第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認可の公告のあつた協定に定める事項のうち、第十八条の二第二項第三号ロに掲げる区域に関する事項は、その公告のあつた後において当該区域内の土地に係る土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。	(協定成立後の協定への参加) 第十八条の八 第十八条の五第二項の規定による認可の公告のあつた後いつでも、第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、協定に参加することができる。この場合において、協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、同条第三項の規定により協定において定めるところに従い、同条第二項第三号イ又はロに掲げる区域の一部となるものとする。 2 第十八条の五第二項の規定は、前項の規定により協定区域予定地の区域内の土地が協定区域内の土地となつた場合について準用する。	(協定への参加のあつせん) 第十八条の九 協定に係る土地所有者等は、協定区域予定地の区域内の土地（第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域として区分された土地を除く。）に係る土地所有者等に対し当該協定への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをなすべき旨を申請することができる。 2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等の協定への参加が第十八条の五第一項の規定に照らして相当であり、かつ、当該協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつ

せんを行うことができる。	(協定の廃止) 第十八条の十 協定に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可を受けた協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。	(協定の認可の取消し) 第十八条の十一 市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。	(施設の維持運営に関する協定の締結等) 第十八条の十二 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第八条第二項第二号に掲げる事項に係る施設又は同項第四号若しくは第六号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。
			(協定の目的とならない農業用排水施設) 第十五条 法第十八条の十二第一項の政令で定める施設は、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路であるものとする。
			(協定の公表等) 第十六条 市町村長は、法第十八条の十二第一項の認定をし (協定の認定を受ける場合の添付書類等) 第四十四条 法第十八条の十二第一項の規定による認定を受 (協定の目的となる施設) 第四十三条 法第十八条の十二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 主として農業者に係る土地が利益を受ける農業用排水施設(令第十五条に規定する施設を除く。) 二 主として農業者の利用に供されている農業集落排水施設及び集会施設

- 2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 協定の目的となる施設の名称及び所在
- 二 協定の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法その他当該施設の維持運営に関する事項
- 三 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項
- 四 協定を変更し、又は廃止する場合の手続
- 五 協定の有効期間
- 六 その他必要な事項
- 3 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
- 一 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。
- 二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。
- 三 協定において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。
- 4 第十八条の二第六項及び第十八条の三の規定は、協定に

たときは、当該認定に係る同項の協定（以下この条において「協定」という。）の要旨を公表するものとする。

2 協定に係る農業者その他の土地所有者等又は利用者は、協定において定めた事項について変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、当該協定の目的となる施設について設置者又は管理者があるときは当該設置者又は管理者の同意を得て、市町村長の認定を受けなければならない。

3 法第十八条の十二第三項及び第一項の規定は、前項の認定について準用する。

けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 協定に参加している者の合意があつたことを証する書面

二 協定の目的となる施設について設置者又は管理者がある場合にあつては、当該設置者又は管理者の同意を得ていることを証する書面

三 前条第一号に掲げる施設に係る協定にあつては当該施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等の、同条第二号に掲げる施設に係る協定にあつては当該施設の利用者の相当部分が協定に参加していることを証する書面

2 前項の規定は、令第十六条第二項の規定による協定の変更の認定を受ける場合について準用する。

（協定に係る軽微な変更）

第四十五条 令第十六条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、協定の目的となる施設の名称の変更、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

5 ついて準用する。 前三項に規定するもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。	（協定に関する助言及び指導） 第十八条の十三 国及び地方公共団体は、第十八条の二第一項又は第十八条の十二第一項の協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。	（適用除外） 第十九条 農用地区域内にある土地であつて、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについては、この章の規定を適用しない。	第六章 雑則 （援助） 第二十条 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行なうように努めるものとする。	（生活環境施設の整備） 第二十一条 国及び地方公共団体は、農業振興地域整備計画の達成に資するため、当該農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。	（国の普通財産の譲渡等）
4 市町村長は、次に掲げる場合には、法第十八条の十二第一項の認定を取り消すことができる。 一 協定の内容が法第十八条の十二第三項各号に掲げる要件に該当しないもの又は同条第四項において準用する法第十八条の三の規定に違反するものと認められるに至つた場合 二 協定の目的となる施設の維持運営が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至つた場合					

	第二十二條 国は、農用地区域内において農用地等としての利用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲り渡し、又は貸し付けることができる。 2 国は、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第五条の規定の趣旨に即し、農業振興地域における農業の振興に資するため積極的に国有林野の活用を図るよう努めるものとする。				
	（土地の譲渡しに係る所得税等の軽減） 第二十三條 個人又は法人がその所有する土地を第十三条の二第一項の規定による交換分合、第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会のおつせんによつて譲り渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、所得税又は法人税を軽減する。				
	（権限の委任） 第二十四條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。				
	第二十五條 削除				
	第七章 罰則 第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十三条の五において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者 二 第十五条の二第一項の規定に違反した者 三 第十五条の三の規定による命令に違反した者 第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。				
附則抄					
			（権限の委任） 第四十六條 法第六条第六項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。		

	(意見代表等の事業を行う農業協同組合連合会の意見の聴取) 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会(同条第五項第三号及び第四号に掲げる事業を行うものに限る。)が法第九条第一項の農業振興地域整備計画に係る農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする場合における第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び附則第二項に規定する農業協同組合連合会」とする。

◎ 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）
附 則 抄

（農用地等の確保等に関する基本指針及び農業振興地域整備基本方針に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律（以下「旧農振法」という。）第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針は、第一条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律（以下「新農振法」という。）第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針とみなす。

2 施行日前に旧農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針とみなす。

（農業振興地域整備計画に関する経過措置）

第三条 施行日前に農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する同法第八条第四項の規定による協議の申出がされた同法第十三条第二項に規定する農用地区域の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、なお従前の例による。